

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座

第9回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

の如き懲罰はまさにそれに該当する。

争点2

地方議会議員の除名処分は司法審査の対象となるか

〈判旨〉

決議無効の確認並びに損害賠償請求事件（最大判昭35年3月9日）では、議員の除名処分を司法裁判の権限内の事項としているが、右は議員の身分に関する重大事項で、単なる内部規律の問題ではないからであって、本件における議員の出席停止の如く議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものとは、自ら趣を異にしているのである。従って、除名処分を司法裁判権に服させても、出席停止については別途考慮し、これを司法裁判権の対象から除き、当該自治団体の自治的措置に委ねるを適当とする。

（共産党袴田事件）

事案

日本共産党は、反党的表現活動を理由に幹部の袴田里見氏に除名処分を行った。共産党は袴田氏が党所有の家屋に居住していた為、家屋の明け渡しを求め提訴した。これに対し、袴田氏は除名処分の無効を主張した。

争点1

政党の内部的な問題は司法審査の対象となるか

〈判旨〉

政党が党员に対して行った処分が、一般市民秩序と直接関係のない内部的な問題にとどまる限り、裁判書の審査権は及ばない。

争点2

裁判所は政党の除名処分の可否を裁けるか

〈判旨〉

党员への除名処分が、一般市民としての権利、利益を侵害する場合であっても、その処分の当否は、党規範（なければ条理）に照らして、適正な手続きに則ってなされたか否かによって決すべきである。

2 裁判所の組織と権能

1. 裁判所の組織

〈76条②〉

- 終審として行政機関が裁判を行う事を禁止しているのであって、行政機関が裁決・決定を行う事自体を禁止しているのではない。例：不服申立

3. 裁判の公開

〈82条〉

- 原則 : 対審・判決は公開。
- 例外 : 裁判官が全員一致して公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると決した時は、対審は非公開。 判決は公開
- 例外の例外：政治犯罪・出版に関する犯罪・憲法が保障する国民の権利に関する事件は対審・判決ともに公開

けんちゃんの参考判例**(最判 S40. 6. 30)**

家事審判法の定める夫婦同居義務に関する審判は、公開の法廷における対審及び判決による必要はない。

(法律上の実体的権利義務自体に争いがある場合、これを確定するには、公開の法廷における対審及び判決によらなければならないが、家事審判法の定める夫婦同居義務に関する審判は、夫婦同居の義務などの実体的権利義務自体を確定する趣旨のものではなく、これら実体的権利義務の存することを前提として同居の時期、場所、態様などについて具体的内容を定め、また必要に応じてこれに基づき給付を命ずる処分だから)

(最判 S41. 12. 27)

民事上の秩序罰としての過料を科す裁判は、公開の法廷における対審及び判決による必要はない。

(民事上の秩序罰としての過料を科す作用は、国家の後見的民事監督の作用であり、その実質においては一種の行政行為としての性格を有するからである)

3 司法権の独立**1. 裁判官の独立**

〈76条③〉

(最判 S23. 11. 17)

「裁判官が良心に従う」という意味は、裁判官が有形・無形の外部の圧力ないし誘惑に屈しないで自己の内心の良識と道徳観に従うということ。

2. 裁判官の身分保障**(1) 身分保障**

〈78条〉

- 裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合～



「地方裁判所」「家庭裁判所」「簡易裁判所」の裁判官については「高等裁判所」が裁判を行い、「最高裁判所」「高等裁判所」の裁判官については「最高裁判所」が裁判を行う。判決が確定すると「最高裁判所」が内閣に通知して内閣が罷免する。

(裁判官分限方3条7条12条)

(2) 最高裁判所の裁判官

〈79条①〉

- 最高裁判所は、最高裁判所長官1名と最高裁判所判事14名で構成される(裁判所法5条)
- 最高裁判所は、大法廷(15名全員の裁判官の合議体)又は小法廷(5名の裁判官の合議体)で審理・裁判する

(3) 国民審査

〈79条②〉

- 裁判官の罷免は以下に限られる
 - i 裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された (78条)
 - ii 公の弾劾によるとき (78条)
 - iii 国民審査によるとき (最高裁判所裁判官に限る) (79条②)

(4) 定年と報酬

〈80条①〉

- 最高裁判所長官 →内閣が指名し天皇が任命 (6条②)
最高裁判所判事 →内閣が任命 (79条①)
下級裁判所の裁判官→最高裁判所の指名した名簿によって内閣が任命 (80条①)
- 下級裁判所の裁判官の任期→10年
最高裁判所の裁判官の任期→ない (代わりに国民審査制度がある)
- 最高裁判所の裁判官の定年年齢→70歳
下級裁判所の裁判官の定年年齢→65歳
(但し、簡易裁判所の裁判官の定年年齢→70歳)

けんちゃんのまとめ

〈国会議員と裁判官の報酬〉

	国会議員	最高裁判官	下級裁判官
相当額の報酬 (歳費) を受ける事	保障される	保障される	保障される
減額されない事	保障されない	保障される	保障される

けんちゃんのまとめ

〈最高裁判所の裁判官と下級裁判所の裁判官の異同〉

	最高裁判所の裁判官	下級裁判所の裁判官
指名・任命	① 天皇は内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する ② 最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する	最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する
任期	なし	任期を10年とし、再任されることができる
定年	法律の定める年齢に達した時に退官する	法律の定める年齢に達した時に退官する
罷免	① 裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された時 ② 公の弾劾によるとき ③ 国民審査によるとき	① 裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された時 ② 公の弾劾によるとき
報酬	定期的に相当額の報酬を受け、この報酬は在任中、減額することができない	定期的に相当額の報酬を受け、この報酬は在任中、減額することができない

4 違憲審査権

1. 違憲審査権の性格

抽象的違憲審査制とは、特別に設けられた憲法裁判所が、具体的な訴訟とは関係なく、抽象的に違憲審査を行う方式。ドイツやイタリアなど

付随的違憲審査制とは、通常の裁判所が、具体的訴訟事件を裁判する際にその前提として事件の解決に必要な限度で、適用法条の違憲審査を行う方式。アメリカなど

警察予備隊違憲訴訟

2. 違憲審査の主体と対象

(2) 違憲審査の対象

砂川事件

〈判旨〉

条約であったとしても一見極めて明白に違憲無効であると認められるときは、違憲審査の対象となる。

(最判 S23. 7. 8)

〈判旨〉

立法行為・行政行為のみならず、司法行為(裁判)も終審として最高裁判所の違憲審査権に服する。裁判の本質は憲法 8 1 条にいう一種の「処分」だからである。

3. 違憲判決の効力

個別的効力説とは、法令違憲の判決といえども、その効果は当該事件だけにとどまり、違憲とされた法律は当該事件についてだけその適用を排除されるにとどまる。

一般的効力説とは、違憲と判断された法律は、当該具体的事件を超えて、一般的にその効力を失う。

(最判 S23. 12. 1)

当事者がある法令が憲法に適合しない旨を主張した場合に、裁判所が有罪判決の理由中にその法令の適用を示した時は、その法令は憲法に適合するものとの判断を示したものと言える。

(裁判所は、法令に対する違憲審査権を有し、法令が憲法に適合しないと認めるときはこれを無効としてその適用を拒否できるとともに、有罪の言い渡しをなすにはその理由において必ず法令の適用を示すべき義務があるから)

4. 憲法判例の拘束力 (参考程度でいいと思いますよ)

判例法主義に対する概念として、「制定法主義」というのがあります。

判例法主義とは、イギリス法の流れを汲む「英米法」に見られ、事件としての先例として、法的拘束力を持つというものです。

制定法主義とは、日本においては、「制定法主義」が採られているといわれています。

事件の判決には、「既定の法律」に当てはめ、『裁判官』が判断を下します。

外見上、米英のシステムと、日本のシステムが重複して見えますが、日本では、事件の先例としての法的拘束力はありません。ただ、同一事件における、

上審の判断には法的拘束力があります。同様の事件について、同様の判断が出るのは、同一の基準によって判示されるものであるからと解釈しています。

5. 違憲判決

(1) 法令違憲

違憲判断の方法としては、**法令違憲**と**適用違憲**がある2種類がある。

法令違憲とは、法令そのものを違憲とする判決

適用違憲とは、法令自体は合憲でも、それが当該事件の当事者に適用される限度において違憲であるとする判決

(2) その他の違憲判決

合憲限定解釈とは、法令の解釈として複数の可能性がある時に、憲法の規定や精神に適合するように法令の解釈をするべき。という方法の事を言う。

たとえば、違憲か否かで争われている法令の解釈がAとBの2種類あったとする。

Aの解釈をとれば違憲であるが、Bの解釈をとれば合憲である場合に、裁判所はBの解釈を採用することによってAの解釈のもとに行われた国家行為について、法令の解釈を誤ったという点で違法性があるとし、法令自体を違憲としない。という手法。

これは、司法権の立法権への介入を極力避けるために行われる。

けんちゃんのまとめ

〈違憲審査権〉

主体	最高裁判所のみならず下級裁判所も違憲審査権を有する。(最判 S25.2.1)
性質	違憲審査権は、司法権の範囲内において行使されるものであり、具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他法律命令の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すことはできない。 警察予備隊違憲訴訟
対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 立法行為も行政行為も司法行為も裁判所の違憲審査権に服する。(最判 S23.7.8) ② 条約は一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは裁判所の司法審査権の範囲外のものである。砂川事件 ③ 直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為(統治行為)は、たとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であっても裁判所の審査権の外にある。(苫米地事件) ④ 国会議員の立法行為(不作為を含む)は、立法の内容が一義的に違憲であるのにあえて立法をするような容易に想定しがたい例外的な場合でない限り、原則として国家賠償法の適用上、違法の評価を受けない

第6章 財政

1 財政民主主義

財政民主主義とは、国が財政に関する行為を行う場合には、国会の議決を必要とする。
国民の意思を財政処理に反映させようとする考えかた。

〈83条〉

- 「法律によって定める」ではない
「国会の議決によって決する」のは
 - i 皇室の財産授受（8条）
 - ii 国の財政を処理する権限（83条）
 - iii 予算（86条）
 - iv 予備費（87条）
 - v 皇室の費用（88条）
 - vi 国費の支出及び国の債務負担（85条）

2 租税法律主義

租税法律主義とは、租税を賦課徴収するには、国会の議決する法律によらなければならない。とする考え方。

また、地方税については、議会が議決する条例によらなければならない（地方税法3条）

旭川市国民健康保険条例事件

争点1

- (1) 憲法84条「租税」の意義
- (2) 国民健康保険料に対して憲法84条は直接適用されるか
- (3) 直接適用されないとして、84条の効力は全く及ばないのか

〈判旨〉

- (1) 国または地方公共団体が、その課税権に基づいて、特別の役務に対する反対給付としてではなく、その使用する経費に充当するため一方的・強制的に賦課徴収する金銭給付は、形式のいかんにかかわらず、84条における租税にあたる。
- (2) 保険料は、保険給付を受ける事に対する反対給付であり、「租税」にはあたらず84条が直接適用される事はない。
- (3) 憲法84条は、～国民に対して義務を課しまたは権利を制限するには法律の根拠を要する～という法原則を租税において厳格化した形で明文化したものである。憲法84条に規定する租税では無いからといって、そのすべてが当然にその法原則から外れると判断する事は相当ではない。保険料方式であっても、強制加入とされ、保険料が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質をもつので、憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきである。

パチンコ遊機事件

〈判旨〉

法律上は課税できるにもかかわらず実際上は非課税として扱われてきた物品を、通達によって新たに課税物件として取り扱うことも通達の内容が法の正しい解釈に合致するものであれば違憲ではない

(最判 S30. 3. 23)

納税義務者、課税物件、課税標準、税率等の課税要件のみならず、税の賦課、徴収の手続きについても「法律」による議決を要する

けんちゃんのまとめ

〈租税法律主義〉

意義	租税を賦課徴収するには、国会の議決する法律によらなければならない。とする考え方
内容	① 納税義務者、課税物件、課税標準、税率等の課税要件のみならず、税の賦課、徴収の手続きについても「法律」による議決を要する (最判 S30. 3. 23) ② 課税要件・徴収手続きについて命令へ委任する事は具体的・個別的になされる場合であれば許される (行政法でやるよ) ③ 条例において法律の範囲内で地方税の課税要件に関する定めをしても許される ④ 条約において課税要件に関する定めをしても許される
通達課税	法律上は課税できるにもかかわらず実際上は非課税として扱われてきた物品を、通達によって新たに課税物件として取り扱うことも通達の内容が法の正しい解釈に合致するものであれば違憲ではない パチンコ遊機事件

3 国費支出と国の債務負担

〈85条〉

法律で「〇〇を行うために国費の支出ができる」と定めていた場合でも 実際に国費の支出を行うには国会の議決が必要。

4 予算

4. 予算を伴う法律案

- 予算の提出権は内閣のみにある
 しかし、予算を伴う法律案は国会議員でも提出できる
- 予算を伴う法律案と予算はどちらを先に国会に提出してもよい

5. 継続費

原則：予算は、一会計年度の間だけ通用するのが原則

例外：継続費。財政法が規定している継続費はあらかじめ国会の議決を受けておくと数年度にわたって支出する事が出来る (財政法 14 条の 2)

7. 皇室財産・皇室費用

〈88条〉

予算に計上しなければならない皇室の費用には3種類ある。(皇室経済法)

- ① 内廷費→天皇・皇族の日常の費用、諸経費にあてられる。天皇が私的な費用に使っても構わない。
- ② 宮廷費→内廷費以外の宮廷の諸経費にあてられる。宮内庁が管理する公金になり、89条の制限を受け宗教的活動には使えない
- ③ 皇族費→皇族としての品位保持の為の費用。公金ではない。

6 決算審査

〈90条〉○ 予算は内閣が作成し、内閣が国会に提出し審議議決を経て、(86条)
 決算は会計検査院が検査し、内閣が国会に報告(90条)

けんちゃんの参考資料

〈決算に関する手続き〉

主 体	手 続 き
内 閣	① 財務大臣が作成する ↓ ② 閣議によって決定する ↓ ③ 会計検査院に決算を送付する ↓
会計検査院	④ 決算を検査する(90条①) ↓ ⑤ 内閣に検査済みの決算を送付する ↓
内 閣	⑥ 次の年度に決算そのものと会計検査院の検査報告をともに国会に提出する(90条①) ↓
国 会	⑦ 議決する

第7章 地方自治

2 地方公共団体の機関

在住外国人の選挙権

争点2

〈判旨〉

原則：在留外国人には地方公共団体の選挙権利を保障しない

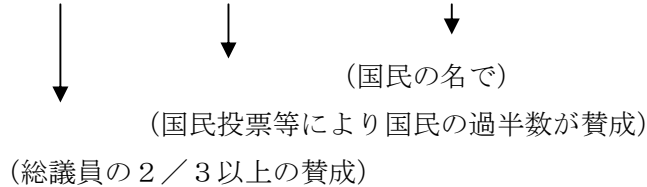
例外：永住者等に選挙権を付与するという法律を作ったとしても憲法違反じゃない

(テキスト付け足し) そのような法律を作らなかったとしても憲法違反でもない。

第8章 憲法改正

〈96条〉

- 憲法改正は国会が発議し国民が承認し天皇が公布



《余談》

これで憲法のプリントは終わりです

給料は時給制だからタダ働きい。結構働き者でしょ。みのもんと呼んでチョ。

